内閣衆質一六九第一八七号

平成二十年三月二十五日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活動に対する妨害行為並びに各国政府の認識等への政府の対

応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の調査捕鯨活動に対する妨害行為並びに各国政府の認識等への政府

の対応に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「事件一」及び「事件二」について、外務省は、これまで累次の機会をとらえ、シー・シェパ

ード船舶の寄港国であるオーストラリア政府に対し、国内法に基づき適当な措置をとるよう申入れを行っ

てきている。

二について

外務省としても、 御指摘の「ファーガソン発言」についての報道があったことは承知している。

三について

政府としては、 御指摘の「事件一」及び「事件二」の両方に対して行われているものと理解している。

四について

外務省としては、 これまで累次の機会をとらえ、オーストラリア政府に対してしかるべき措置をとるよ

う申し入れており、 御指摘の「事件一」及び「事件二」にかかる所要の調査について、 同国と緊密に連絡

し、積極的に協力していく考えである。

五及び六について

御指摘の「計画」及び御指摘の「ギャレット発言」はいずれも、 野生動物資源の利用に関するオースト

ラリア国内の問題であることから、政府としてお答えは差し控えたい。

七について

我が国の調査捕鯨は、 科学的知見に基づき実施されるべきものであり、 また、実際、 そのとおり実施さ

れている。

八について

捕鯨問題をめぐっては、 感情的な対立に流されることなく、冷静に科学的議論を行うことが重要である

と考えている。政府としては、引き続きオーストラリア政府に対し、捕鯨問題に関する我が国の立場につ

き理解を求めていく考えである。